

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第42号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「京都市先斗町駐車場及び」を削る。

別表第1中 「

京都市先斗町駐車場
京都市鴨東駐車場

」を 「

京都市鴨東駐車場
----------

」に改める。

別表第2京都市先斗町駐車場の項を削る。

別表第3 1京都市先斗町駐車場の項を削り、同表1京都市円山駐車場の項中

「

100
-----

」を「

100円	円
------	---

」に改

め、同表1備考1を削り、同備考2中「自動車」の右に「，原動機付自転車」を加え、同備考中2を1とし、3を2とし、同備考に次のように加える。

3 1月1日から同月3日までの間において市長が必要があると認める場合その他市長が特に必要があると認める場合の京都市円山駐車場及び京都市四条烏丸駐車場に係る駐車料金は、この表の規定にかかわらず、1日1回につき1,200円（自動車及び原動機付自転車にあつては、500円）とする。

別表第3 2を削り、同表1を同表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局自転車政策推進室)